

大阪市消費者センター高齢者の支援者向け見守り講座実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の支援者等が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、消費者被害の防止と回復を支援する見守り活動（以下「見守り活動」という。）に役立つ消費者教育講座（以下「見守り講座」という。）を実施することにより、見守り活動の重要性の認識を深め、見守り活動に必要な知識等を普及させ、もって地域の高齢者を見守るネットワーク活動を促進し、高齢者の消費者被害の防止と解決に資することを目的とする。

(対象)

第2条 見守り講座は、市内に在住、在勤又は在学する者で構成されたグループ・団体等（以下「団体等」という。）を対象とする。

(講座内容)

第3条 見守り講座の内容は、高齢者の消費者被害の実態や被害の早期発見のポイント、相談窓口への代理相談等地域における見守り活動の方法等について解説するものとする。

(開催時間)

第4条 見守り講座の開催時間は、原則として年末年始（12月29日～1月3日）を除く日の午前10時から午後8時までの間で、1回あたり2時間以内とする。

(開催場所)

第5条 見守り講座の開催場所は、原則として市内に限るものとし、会場の確保や開催にかかる準備及び進行等は、団体等が行うものとする。

(講師派遣料等)

第6条 講師派遣料は無料とする。ただし、会場使用料や開催案内にかかる経費その他見守り講座開催に要する費用については、団体等の負担とする。

(申込方法)

第7条 団体等は、原則として見守り講座の開催を希望する日の1か月前までに大阪市消費者センター高齢者の支援者向け見守り講座申込書（別紙）を大阪市消費者センターに提出又は大阪市電子申請システムにおいて必要事項を入力し送信する方法により申し込まなければならない。

(決定及び通知)

第8条 前条の規定による申込みがあったときは、見守り講座の開催の可否を決定し、団体等に通知するものとする。

(講座開催の制限等)

第9条 次のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は開催中にあっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき
- (3) 見守り講座の趣旨に反するおそれのあるとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、見守り講座の開催に関し必要な事項は消費者センター所長が定める。

附 則

この要領は平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

大阪市消費者センター高齢者の支援者向け見守り講座申込書

令和 年 月 日

次のとおり申し込みます。

団体名				
所在地	〒 一			
連絡先	フリガナ 担当者名			
	電話番号			
	FAX番号			
開催日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
テーマ	地域で消費者トラブルから高齢者を守るために			
対象	<input type="checkbox"/> 高齢者を支援する方（社会福祉協議会、民生委員、介護ヘルパーなど） <input type="checkbox"/> 施設職員 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
参加予定人数	約 人			
開催場所	会場名称			
	住所	〒 一		
	会場設備	DVD プレイヤー	パソコン	プロジェクター &スクリーン
	DVD観賞	希望する		希望しない
	ロールプレイング	希望する		希望しない
	参加型人形劇	希望する		希望しない
資料送付先	住所	〒 一		
	担当者氏名			
	電話番号			
	送付部数			

※この申込書は大阪市個人情報保護条例に基づき、講座実施の目的以外には使用しません。